

鴻巣市使用料等審議会第2回会議次第

日 時 平成31年4月23日（火）
午後2時00分～
場 所 鴻巣市役所本庁舎
4階 402会議室

- 1 前回の審議会での提案を踏まえた基本方針（案）について
- 2 使用料等の試算について
- 3 その他

鴻巣市使用料等の
適正化に関する基本方針（案）

令和元年年7月

鴻 巣 市

目 次

1. 策定の趣旨	1
2. 対象となる使用料・手数料	2
3. 適正化に向けた基本的な考え方	3
(1) 原価計算方式による料金算定の明確化	3
(2) 行政と受益者との負担割合の明確化	3
(3) 使用料等の料金設定	3
(4) 基本算定式	3
4. 使用料の算定	4
(1) 人件費	4
(2) 物件費	4
(3) 計算方法	4
(4) 受益者負担割合	5
5. 手数料の算定	6
(1) 人件費	6
(2) 物件費	6
(3) 計算方法	6
(4) 受益者負担割合	6
6. 減額・減免基準の統一化	6
(1) 使用料の減免	6
(2) 使用料の減額	7
(3) 手数料の減免・減額	7
7. 激変緩和措置	7
8. 定期的な見直し	8
9. その他	8
(1) 近隣市との比較	8
(2) 指定管理者制度導入施設について	8
(3) 市民以外のものの利用について	8
(4) 営利目的の利用について	8
(5) 料金の単位について	8

1 策定の趣旨

市が提供する公共サービスのコストは基本的に、大部分が市民の税金等で賄っています。ただし、特定の利用者が公共サービスを受ける場合には、「使用料・手数料」という形で、負担していただいております。これは、公共施設などを利用する人としらない人との公平性を担保するためです。

使用料とは、特定の方が公共施設の利用や行政財産の目的外使用の対価として徴収される料金で、公の施設の利用としては、例えば公民館、体育施設、駐車場などがあります。また、手数料は特定の者に提供される公の施設の役務の対価として徴収されるものであり、主なものとしては、住民票の写しや各種証明書の交付などがあります。

当市におけるこの使用料・手数料の料金についてみてみますと、これまで統一的な基準がなく、料金の改定時期や金額の見直しは施設やサービス毎に様々な異なる判断材料により実施されていた経緯があります。

このため、例えば公の施設の利用料金では、施設の維持管理費などのコストが極めて高くなっているにもかかわらず現料金が低いため、その原価との乖離が生じているのが現状です。なお、その不足分については、結果的に税金等によって賄うという不平等な状況になっております。

そこで、当市の各使用料・手数料の料金について、本来の受益者負担の原則に基づいた適正な料金に見直すため、新たに「鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針」を策定し、料金体系の明確化や内容の透明性を高めることにより、市民の理解が得られる適正な料金設定を図るとともに、定期的な見直しを進め、より効率的で持続可能な使用料等に係る公共サービスの提供が可能となるよう推進していきます。

2. 適正化の対象となる使用料・手数料

原則として、使用料については各施設設置条例において定められている公の施設の使用料とし、手数料については鴻巣市手数料条例に掲げる手数料等としますが、これまで、使用料を設定していなかった施設や手数料を徴収していなかったサービス等についても、受益者負担の原則に鑑み、基本方針に基づいて徴収の可否を検討します。

今回対象となる使用料等につきましては、おおよそ700件程度となると見込んでいます。

【対象外とする使用料及び手数料】

次に掲げる理由により、本方針に基づく適正化が困難であるものについては、対象外とします。

- ① 法令等により、金額又は算定方法が定められているもの及び国や県の基準、又はこれを基に料金を定めているもの
例】戸籍謄本・抄本等の交付(地方公共団体の手数料の標準に関する政令)
保育料(子ども子育て支援法)
市営住宅の家賃や使用料等(公営住宅法)
- ② 条例等により他の審議会等の所掌事務とされている使用料等
例】水道料金、下水道使用料(鴻巣市上下水道事業運営審議会)
- ③ 政策的判断により、料金を定めているもの
例】コミュニティバス乗車賃、一般廃棄物処理手数料、がん検診人間ドッグ等負担金
- ④ その他方針に掲げる算定方法によることが、施設又はサービスの性質上そぐわないもの

3. 適正化に向けた基本的な考え方

本市における使用料等の適正化を図るため、見直しの対象となる全ての使用料等について、今後は統一的に次のような基本的な考え方に基づき、適時適切に、適正化の手続きを進めていくこととします。

(1) 原価計算方式による料金算定の明確化

受益者に応分の負担を求めるためには、使用料・手数料等の積算根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できるようにする必要があるため、料金算定に原価計算方式（原価には建物・設備・備品等の減価償却費を含む）を適用します。

(2) 行政と受益者との負担割合の明確化

市が提供するサービスには、道路や公園等、市民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスがある一方で、駐車場や駐輪場、一部スポーツ施設等、民間においても類似のサービスが存在するものまであります。市が提供している、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費（市）負担」「受益者（利用者）負担」の割合を設定します。

(3) 基本算定式

使用料等の算定にあたっては、次のような計算式で行うものとします。

$$\text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(4) 使用料等の料金設定

見直しによる使用料等の料金の設定については、必要に応じて減額や免除措置を講じるほか、近隣市の状況等も踏まえて設定します。

また、市民ニーズ、施設の維持管理費等の変化、行政サービスの内容、公共施設の在り方等を勘案しながら、定期的に見直しを実施するものとします。

4. 使用料の算定

使用料の原価の計算方法については、直近の年度における運営や事務処理に直接的に要した人件費^{※1}、施設の維持管理費、減価償却費^{※2}を含むコストを合算し、これを総面積・年間使用可能時間で割り、1㎡・1時間あたりのコストを計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出します。

(1) 人件費

施設の維持管理・運営に係る職員の直近3年間の平均人件費に人工^{※3}を乗じたものに、臨時職員の賃金を加えて計算します。

※1 人件費…職員給与、職員手当（扶養・管理職・特殊勤務・期末勤勉・通勤・児童・住居・地域）、負担金（共済組合・退職手当組合・災害補償基金）、賃金（臨時職員等）、共済費（臨時職員等の社会保険料等）

※2 減価償却費…長期間にわたって使用される施設やそれに付帯する設備の取得に要した経費を、その資産が使用できる期間にわたって分配した金額。

※3 人工…職員の業務量の単位。1人の職員が1年間に働く業務量を「1人工」とする。

(2) 物件費

直近の年度における、当該建物の維持管理や運営に係る経費である需用費（光熱水費、燃料費、修繕料等）、委託料（施設設備管理、保守点検等）、使用料及び賃借料（事務機器借上料、清掃用具借上料等）、公の施設の建設、用地取得に係る経費（原価償却費）、備品購入費等。

(3) 計算方法

使用料の計算方法は、利用形態により以下の3つの計算式に分けられます。

①利用者が一定の時間、施設の一部を占有する場合（会議室等）

$$\text{原価} = (\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{総面積} \div \text{年間利用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

②利用者が年間を通じ、施設の一部を占有する場合（市民農園）

$$\text{原価} = (\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{総区画数}$$

5. 手数料の算定

手数料の費用算定方法については、1分当たりの人件費に処理時間を掛けたものと、物件費を年間処理件数で除したものを足し、1件当たりの費用を算出します。

(1) 人件費

当該事務等に係る職員の直近3年間の平均人件費に人工を乗じて計算します。

(2) 物件費

当該事務に係る経費である、賃金（臨時職員分）、需用費（印刷製本費、修繕料、用紙代等）、委託料（電算システム等保守点検委託料等）、使用料及び賃借料（電算システム使用料、事務機器等借上料等）、負担金、郵券料等

(3) 計算方法

原価＝1分あたりの人件費×標準処理時間（分）＋（物件費÷年間処理件数）

(4) 受益者負担割合

「必要な市民の求めに応じて行う」事務の対価という性質から、全額を受益者の負担（100%）とします。

6. 減額・免除基準の統一化

本市では公共・公益上の必要性、高齢者や障害者の社会参加の促進などの目的で施設ごとに減額・免除を行っています。

基本方針では、減額・免除制度は受益者負担の原則が損なわれること、他に補助金の交付を受けている場合は受益が偏ること、行政への依存度の増大や減額・免除の既得権益化等の様々な問題があり、本来の目的や必要性に応じてできるだけ限定した統一基準を定めます。

(1) 使用料の減免

基本的な方針として、以下に該当した場合減免を行います。

- ①市（議会や行政委員会等を含む）又は田の行政機関が公益目的で利用するとき。
- ②当該施設の管理運営団体が、公共目的で使用するとき。
- ③社会福祉協議会、鴻巣市シルバー人材センター、鴻巣市施設管理公社等の公益法人が、利用するとき。

- ④市内の小中学校・保育所等が児童生徒を対象とした行事等で利用するとき。
- ⑤構成員の過半数を中学生以下の児童・生徒及び65歳以上の高齢者が占めるとき。(学校施設開放)
- ⑥その他市長が限定的に認める事情があるとき。

(2) 使用料の減額

減額する場合の上限は受益者負担の観点から50%を原則とします。

- ①構成員の過半数を中学生以下の児童・生徒が占める団体(登録団体)が利用するとき。※スポーツ少年団等への登録団体
- ②構成員の過半数を障害のある方が占める団体が利用するとき。
- ③市内の高等学校が生徒を対象とした学校行事で利用するとき。
- ④鴻巣市体育協会、鴻巣市レクリエーション協会の加盟団体の主催事業
- ⑤鴻巣市スポーツ少年団の各部会の主催事業(中学生以下の場合①で50%減額に加えてさらに50%減額)
- ⑥その他市長が限定的に認める事情があるとき。
※④、⑤については、スポーツ施設のみの適用とします。

(3) 手数料の減免・減額

基本的な方針として、以下に該当した場合、減免・減額を行います。

- ①官公署から職務上の請求があったもの
 - ②手数料を納付する資力がないと認められるもの
 - ③災害その他の事情により手数料を徴収することが不相当であるもの
 - ④市長が特に必要と認めるもの
- ※減額については、④のみの適用とします。

7. 激変緩和措置

使用料等の改定により、現行の料金を大幅に上回る場合は、利用者の負担が急激に増加し、大きく影響することになります。これを避けるため、段階的に上昇するよう激変緩和措置を設けます。

基本方針では、原則1.5倍を改定上限とし、定期的な見直しの時期に併せて段階的に改定するものとします。

8. 定期的な見直し

使用料及び手数料については、市民ニーズ、施設の維持管理費用の変化、行政サービス内容及び公の施設のあり方等を勘案しながら、定期的に見直しを実施するものとします。

見直しの時期については、利用者の混乱や事務手続き等の増加を避けるため、原則として5年ごとに実施します。

ただし、施設改修等大幅な施設の維持管理費用、提供面積、利用時間の延長等の変更が見込まれる場合には、変更時に見直しを実施するものとします。

9. その他

(1) 近隣市との比較

使用料は、使用する施設の規模や機能及び立地条件等の様々な違いがあり、一律に比較できないものの、同様の趣旨から、近隣市の使用料を把握し、大幅な差異が生じないように配慮します。

一方、手数料の対象となるものについては、他市でサービス提供を受けられないものがほとんどで、市民に選択する余地がないことから、近隣市の手数料を把握した上で比較し、突出しないよう配慮することとします。

(2) 指定管理者制度導入施設について

現在、指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、基本方針に基づき見直しを実施し、指定管理料等の変更が必要な場合には、双方協議の上、協定書の修正等、所要の手続きを行うこととします。

(3) 市民以外の利用について

市の施設は、市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであることから、市民以外の者の使用料は、原則として市民料金の10割増しの料金とします。

(団体での利用の場合は、団体の所在地をもって判断することとします。)

(4) 営利目的の利用について

営利目的の場合の使用料については、原則として基本料金の10割増しの料金とします。

(5) 料金の単位について

使用料は50円単位、手数料は10円単位とし、単位未満の端数は切り捨てます。

【使用料等の原価計算資料】

施設名称	区分	現在		平成28年度人件費(円)		平成29年度人件費(円)		人工		平成29年度決算 行政コスト(円)	総面積(m ²)	年間利用 可能日数	1日の利用 可能時間	面積(m ²)	備考
		金額	貸出単位	正職	臨時	正職	臨時	正職	臨時						
1 上谷総合公園	野球場	平日 一般1500 土・日・休日 一般2,200	1H	90,503,988	0	91,348,691	0	0.5	0	25,877,000	159,942.76	357	13	20269.00	【休館】 1/1~1/4 12/28~ 12/31
2 コスモスアリーナふきあげ	アリーナ	全面 2,400 1/2 1,200 1/8 300	1H	90,503,988	0	91,348,691	0	0.7	0	3,437,000	6,228.52	357	12	1499.09	
3 市民活動センター	会議室A(午前)	600	3H	41,596,480	6,890,290	41,063,060	7,766,415	0.4	0	6,476,000	2,145.00	359	13	142	【休館】 1/1~1/3 12/29~ 12/31
4 文化センター 「クレアこうのす」	大ホール(平日/午前)	20,000	3H	83,022,533	0	85,978,732	0	0.4	0	210,072,000	7,949.62	359	13	1764.7	

施設名称	区分	現在		平成28年度人件費		平成29年度人件費		人工		平成29年度決算 行政コスト	総区画数	備考
		金額	貸出単位	正職	臨時	正職	臨時	正職	臨時			
5 市民農園 (こうのとり四季菜ファーム)	第1種農園	15,000	年額	127,275,730	0	99,475,103	0	0.2		1,466,000	263	1区画30平 方メートル

(福祉農園8区画含)

施設名称	区分	現在		平成28年度人件費(円)		平成29年度人件費(円)		人工		平成29年度決算 行政コスト(円)	利用者数	年間利用可 能日数	1日の利用 可能時間	面積(m ²)	備考
		金額	貸出単位	正職	臨時	正職	臨時	正職	臨時						
6 高齢者福祉センター 「ひまわり荘」		60歳以上 無料 60歳未満 200円	9:00~ 16:00	168,110,428	4,997,195	179,820,097	7,214,450	0.05	0	19,756,000	19,002人	306	7	452.85	毎週月曜 休館
7 馬室キャンプ体験広場	キャンプ場	無料	1日	98,720,252	0	99,109,335	0	0.2	0	773,000	1,570人	357	24	3785.00	【休館】 1/1~1/4 12/28~ 12/31

(平成30年度)

使用料積算シート①

所管部署 スポーツ課

【公の施設の名称】 上谷総合公園
 【区分】 野球場
 【根拠例規】 鴻巣市都市公園条例
 【現行料金】 2,200 円 (土日)

(1) 施設の維持管理に係る経費

人件費				⑤物件費	⑥経費の合計(円)
①正職員(2年平均)	②人工	③臨時職員	④該当人件費(円) ①×②+③	(減価償却費含)	④+⑤
90,926,340	0.5	0.0	45,463,170	25,877,000	71,340,170
(H28)	90,503,988				
(H29)	91,348,691				

(2) 施設全体の原価算定

⑦総面積(m ²)	⑩年間利用可能時間(h)	【内訳】		⑪1m ² ・1時間あたりの単価
		⑧年間利用可能日数 (日)	⑨1日の利用可能時間 (h)	⑥÷⑦÷⑩
49,832	4,641	357	13	0.31

(3) 対象の原価算定

⑫貸出面積 (m ²)	⑬貸出単位 (h)	⑭見直し原価(円) ⑪×⑫×⑬
20,269	1	6,252

(4) 改定料金

⑮受益者負担割合 (割合)	見直し算定額 ⑭×⑮	改定料金(激変緩和)		
		(1.2)	(1.5)	(2)
100%	6,252	2,640	3,300	4,400
75%	4,689	2,640	3,300	4,400
50%	3,126	2,640	3,126	
25%	1,563	1,563		

使用料積算シート①

所管部署 スポーツ課

【公の施設の名称】 コスモスアリーナふきあげ
 【対象施設】 アリーナ
 【根拠例規】 鴻巣市体育施設条例
 【現行料金】 2,400 円 (全面)

(1) 施設の維持管理に係る経費

人件費				⑤物件費	⑥経費の合計(円)
①正職員(2年平均)	②人工	③臨時職員	④該当人件費(円) ①×②+③	(減価償却費含)	④+⑤
90,926,340	0.9	0.0	81,833,706	10,698,000	92,531,706
(H28)	90,503,988				
(H29)	91,348,691				

(2) 施設全体の原価算定

⑦総面積(m ²)	⑩年間利用可能時間(h)	【内訳】		⑪1m ² ・1時間あたりの単価
		⑧年間利用可能日数 (日)	⑨1日の利用可能時間 (h)	⑥÷⑦÷⑩
6,229	4,284	357	12	3.47

(3) 対象の原価算定

⑫貸出面積 (m ²)	⑬貸出単位 (h)	⑭見直し原価(円) ⑪×⑫×⑬
1,499	1	5,199

(4) 改定料金

⑮受益者負担割合 (割合)	見直し算定額 ⑭×⑮	改定料金(激変緩和)		
		(1.2)	(1.5)	(2)
100%	5,199	2,880	3,600	4,800
75%	3,899	2,880	3,600	3,899
50%	2,599	2,599		
25%	1,300	1,300		

使用料積算シート①

所管部署

自治振興課

【公の施設の名称】

市民活動センター

【対象施設】

会議室A

【根拠例規】

鴻巣市市民活動センター条例

【現行料金】

600 円 (午前9時から正午まで3時間)

(1) 施設の維持管理に係る経費

人件費				⑤物件費	⑥経費の合計(円)
①正職員(2年平均)	②人工	③臨時職員	④該当人件費(円) ①×②+③	(減価償却費含)	④+⑤
41,329,920	0.4	7,328,353	23,860,321	6,476,000	30,336,321
(H28)	41,596,780	6,890,290			
(H29)	41,063,060	7,766,415			

(2) 施設全体の原価算定

⑦総面積(m ²)	⑩年間利用可能時間(h)	【内訳】		⑪1m ² ・1時間あたりの単価
		⑧年間利用可能日数	⑨1日の利用可能時間	⑥÷⑦÷⑩
		(日)	(h)	
1,958	4,667	359	13	3.32

(3) 対象の原価算定

⑫貸出面積	⑬貸出単位	⑭見直し原価(円)
(m ²)	(h)	⑪×⑫×⑬
142	3	1,415

(4) 改定料金

⑮受益者負担割合 (割合)	見直し算定額 ⑭×⑮	改定料金(激変緩和)		
		(1.2)	(1.5)	(2)
100%	1,415	720	900	1,200
75%	1,061	720	900	1,061
50%	707	707		
25%	354	354		

使用料積算シート①

所管部署

生涯学習課

【公の施設の名称】 鴻巣市文化センター
 【対象施設】 大ホール
 【根拠例規】 鴻巣市文化センター条例
 【現行料金】 **20,000 円** （午前9時から正午まで3時間）

(1) 施設の維持管理に係る経費

人件費				⑤物件費	⑥経費の合計(円)
①正職員(2年平均)	②人工	③臨時職員	④該当人件費(円) ①×②+③	(減価償却費含)	④+⑤
84,500,633	0.6	0	50,700,380	210,072,000	260,772,380
(H28)	83,022,533				
(H29)	85,978,732				

(2) 施設全体の原価算定

⑦総面積(m ²)	⑩年間利用可能時間(h)	【内訳】		⑪1m ² ・1時間あたりの単価
		⑧年間利用可能日数 (日)	⑨1日の利用可能時間 (h)	⑥÷⑦÷⑩
7,949.62	4,667	359	13	7.03

(3) 対象(野球場)の原価算定

⑫貸出面積 (m ²)	⑬貸出単位 (h)	⑭見直し原価(円) ⑪×⑫×⑬
1,764.7	3	37,211

(4) 改定料金

⑮受益者負担割合 (割合)	見直し算定額 ⑭×⑮	改定料金(激変緩和)		
		(1.2)	(1.5)	(2)
100%	37,211	24,000	30,000	37,211
75%	27,908	24,000	27,908	
50%	18,605	18,605		
25%	9,303	9,303		

使用料積算シート②

所管部署 農政課

【公の施設の名称】 鴻巣市市民農園
 【対象施設】 第1種農園
 【根拠例規】 鴻巣市市民農園設置条例
 【現行料金】 15,000 円 (第1種農園)

(1) 施設の維持管理に係る経費

人件費				⑤物件費(円)	⑥経費の合計(円)
①正職員(2年平均)	②人工	③臨時職員	④該当人件費(円) ①×②+③	(減価償却費含)	④+⑤
113,375,417	0.200	0	22,675,083	1,466,000	24,141,083
(H28)	127,275,730				
(H29)	99,475,103				

(2) 総区画数⑦ 255 区画

(3) 対象の原価算定

⑥経費の合計(円)	⑦総区画数(区画)	⑧原価(円)
24,141,083	255	94,671

(4) 改定料金

⑮受益者負担割合 (割合)	見直し算定額 ⑭×⑮	改定料金(激変緩和)		
		(1.2)	(1.5)	(2)
100%	94,671	18,000	22,500	30,000
75%	71,003	18,000	22,500	30,000
50%	47,335	18,000	22,500	30,000
25%	23,668	18,000	22,500	23,668

使用料積算シート③

所管部署 福祉課

【公の施設の名称】 鴻巣市高齢者福祉センターひまわり荘
 【対象施設】
 【根拠例規】 鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例
 【現行料金】 無料（60歳以上） 200円（60歳未満）

(1) 施設の維持管理に係る経費

人件費				⑤物件費(円)	⑥経費の合計(円)
①正職員(2年平均)	②人工	③臨時職員	④該当人件費(円) ①×②+③	(減価償却費含)	④+⑤
173,965,263	0.050	6,105,823	14,804,086	19,756,000	34,560,086
(H28)	168,110,428	4,997,195			
(H29)	179,820,097	7,214,450			

(2) 年間利用者数⑦ 19,002 人

(3) 対象の原価算定

⑥経費の合計(円)	⑦年間利用者数(人)	⑧原価(円)
34,560,086	19,002	1,819

(4) 改定料金

⑮受益者負担割合 (割合)	見直し算定額 ⑭×⑮	改定料金(激変緩和)		
		(1.2)	(1.5)	(2)
100%	1,819			
75%	1,364			
50%	909			
25%	455			

使用料積算シート③

所管部署 こども応援課

【公の施設の名称】 馬室キャンプ体験広場
 【対象施設】 キャンプ場
 【根拠例規】 鴻巣市馬室キャンプ体験広場設置及び管理条例
 【現行料金】 無料

(1) 施設の維持管理に係る経費

人件費				⑤物件費(円)	⑥経費の合計(円)
①正職員(2年平均)	②人工	③臨時職員	④該当人件費(円) ①×②+③	(減価償却費含)	④+⑤
98,914,794	0.050	0	4,945,740	773,000	5,718,740
(H28)	98,720,252	0			
(H29)	99,109,335	0			

(2) 年間利用者数⑦ 1,570 人

(3) 対象の原価算定

⑥経費の合計(円)	⑦年間利用者数(人)	⑧原価(円)
5,718,740	1,570	3,643

(4) 改定料金

⑮受益者負担割合 (割合)	見直し算定額 ⑭×⑮	改定料金(激変緩和)		
		(1.2)	(1.5)	(2)
100%	3,643			
75%	2,732			
50%	1,821			
25%	911			

手数料積算シート

所管部署 市民課

【種類】 住民票の写し
 【根拠例規】 鴻巣市手数料徴収条例
 【現行料金】 150 円

(1) 時間単価

①正職員(2年平均)	③ 人工	④該当人件費(円) (①+②) × ③	⑤労働時間(分)	⑥1分あたり 人件費(円) ④ × ⑤
127,540,833	0.50	63,770,417	111,600	571
(H28)	130,595,920			
(H29)	124,485,746			

「労働日数」= (38.75時間【1週間の労働時間】× 52週【年間週数】 - 18日【休日数】× 7.75時間【1日の労働時間】)
 ÷ 7.75時間(1日の労働時間) = 240日(242)

1年間の労働日数240日とし、労働時間**1,860時間**(240日 × 7.75時間)として、当該業務に従事した日数又は時間を基に算出。

(2) 1件あたりの人件費

⑥1分あたり 人件費(円)	⑦標準処理時間(分)	⑧1件あたりの 人件費(円)
571	3	1,714

(3) 1件あたりの物件費

⑨物件費(円)	⑩年間処理件数(件)	⑪1件あたりの 物件費(円)
489,000	57,077	8.57

(4) 原価(⑧+⑪) 1,722.8 円 ⑫

(5) 改定料金

⑬受益者負担割合 (割合)	見直し算定額 ⑫ × ⑬	改定料金(激変緩和)		
		(1.2)	(1.5)	(2)
100%	1,723	180	225	300

手数料積算シート

所管部署 市民課

【種類】 住民票の写し(コンビニ交付)
 【根拠例規】 鴻巣市手数料徴収条例
 【現行料金】 150 円

(1) 時間単価

①正職員(2年平均)	③ 人工	④該当人件費(円) (①+②) × ③	⑤労働時間(分)	⑥1分あたり 人件費(円) ④ × ⑤
127,540,833	0.05	6,377,042	111,600	57
(H28)	130,595,920			
(H29)	124,485,746			

「労働日数」= (38.75時間【1週間の労働時間】× 52週【年間週数】 - 18日【休日数】× 7.75時間【1日の労働時間】) ÷ 7.75時間(1日の労働時間) = 240日(242)

1年間の労働日数240日とし、労働時間**1,860時間**(240日 × 7.75時間)として、当該業務に従事した日数又は時間を基に算出。

(2) 1件あたりの人件費

⑥1分あたり 人件費(円)	⑦標準処理時間(分)	⑧1件あたりの 人件費(円)
57	3	171.43

(3) 1件あたりの物件費

⑨物件費(円)	⑩年間処理件数(件)	⑪1件あたりの 物件費(円)
489,000	57,077	8.57

(4) 原価(⑧+⑪) 180.0 円 ⑫

(5) 改定料金

⑬受益者負担割合 (割合)	見直し算定額 ⑫ × ⑬	改定料金(激変緩和)		
		(1.2)	(1.5)	(2)
100%	180	180		